

## 令和7年度第9回定例農業委員会 議事録

### 1. 開催日時

令和7年12月11日（木） 開会 農地利用最適化推進委員会議後から

### 2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

### 3. 出欠の状況

#### （1）出席委員 12名

俵口 和義	木原 緑	廣渡 秀雄
田中 誠二	野中 良雄	山田 和夫
安部 慶人	花田 三枝	門司 雅門
桃川 公治	大村 武彦	神谷 義幸

#### （2）欠席委員 0名

#### （3）出席農地利用最適化推進委員 1名

増田 重美

### 4. 委員会に附した議案

議案第19号 農地の一時利用届について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 5. 事務局出席者

秦 啓 三並 裕紀 中村 航

議長 ただ今より第9回の定例総会を開催させて頂きます。起立。礼。おはようございます。

全員 おはようございます。

議長 それでは現地確認について事務局お願いします。

事務局 今から現地確認に向かいます。対象地は上畠で2件、農地の一時利用の案件と吉木で1件5条の転用申請です。以上です。

### 【現地確認】

議長 それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、9番の大村委員、10番の神谷委員よろしくお願い致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第19号 農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の1ページをご覧ください。議案第19号、農地の一時利用届について。農地法施行規則第29条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和7年12月11日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。2ページをご覧ください。今回2件、町から届出されています。1件目から説明いたします。対象地については、1筆で、記載のとおりです。利用目的は災害復旧工事に伴う工事用道路で利用期間は令和8年1月1日から令和8年3月31日の3か月です。位置図を3ページに載せています。場所は上畠の北側の矢作川に面した農地の一角で、今年は水稻の作付が行われていました。4ページに利用計画図を載せています。利用箇所には敷き鉄板での養生を行い、一時利用が終了した後、水稻の作付が予定されています。5ページには利用箇所を示した写真を添付しています。

続いて2番の説明に移ります。再度2ページをご覧ください。対象地については、1筆で、記載のとおりです。利用目的は災害復旧工事に係る法面復旧工事及びそれに伴う工事用道路で、利用期間は令和7年12月15日から令和8年2月27日の約2か月半です。位置図を6ページに載せています。場所は上畠の集落を南側に抜けたところにある農地の一角で、今年はナスの作付が行われていました。7ページに仮設道路の敷設箇所と法面の工事箇所を示した地図を、8ページに利用計画図を載せています。仮設道路として利用する箇所には現在、特段の養生の予定はありませんが、必要に応じて敷き鉄板での養生を行うことです。また、法面箇所にブロック積みし、災害復旧工事を行う計画です。一時利用が終了した後、水稻の作付が予定されています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第19号1番2番について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら議案第19号1番についてご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、ありがとうございます。では2番について許可相当と思われる方挙手をお願いします。あり

がとうございます。全員賛成ということで。それでは続きまして議案第20号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局お願ひします。

事務局

それでは議案の9ページをご覧ください。議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による転用申請について、農地法関係事務処理要領第4の1の(4)のアの規定に基づき、意見を決定するため審議を求める。令和7年12月11日提出、岡垣町農業委員会会長 俵口和義。今回1件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所は吉木東一丁目503番3、地目は田、面積・区分は記載のとおりで、権利の内容は所有権の移転、転用目的は自己用住宅の建築です。位置図を10ページに載せています。場所は、長沼池の北側の農地です。11ページに公図の写し、12ページに土地の利用計画図と現況平面図。13ページに給排水の計画、14ページに建物平面図、15ページに建物の立面図を載せています。12ページの利用計画図をもとに説明しますので、12ページをご覧ください。図面横向きになっていますので、横向きにしてご覧ください。図面下側が道路となっております。最大30センチ程度の盛土を行い、雨水排水は道路側溝および庭部分は自然透過する計画となっており、給水は公共上水道、汚水・生活雑排水は公共の下水道に接続する計画です。それでは別紙でお配りしております、許可基準表1ページをご覧ください。1.立地基準については、都市計画法の用途地域内の農地のため、第3種農地となります。続いて2.一般基準です。1、転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と住宅ローンの事前審査結果の通知から問題ないことを確認しております。2、転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3、申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出された申請書・事業計画書から許可後令和8年の1月に着工することを確認しているため、○としています。6、転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので、○としています。8、周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。説明については以上となります。

議長

それでは、当該委員さん、何か所見がございましたら。

門司委員

いえ、特に。今回は問題ないと思われます。

議長

はい、それでは議案第20号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら許可相当と思われる方挙手をお願いいたします。はい、全員賛成ということで。それでは続きましてその他の項について、事務局お願ひします。

## 【その他の項】

### 1. 今後の日程について

- 北九州農業協同組合幹部との意見交換会
  - ・日 時：12月18日（木）午後5時から
  - ・参考範囲：会長、事務局長

### 2. 枝豆狩り体験に代わる事業について

### 3. 次回の日程について

- ・日 時：1月13日（火）午前9時30分から
- ・場 所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第9回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人

---

---